

四日市市指定暑熱避難施設募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康被害の防止を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを一時的にしのご場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルターという。）を市町村長が指定できることとなりました。

四日市市では、市民の生命と健康を守るため、公共及び民間の施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組めます。

つきましては、クーリングシェルターを市内に広く設置するため、御協力いただける民間施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施していただきます。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの掲示
 - (2) 休息用の椅子などの設置（既設のもので可）
 - (3) 冷房設備の適切な管理
 - (4) クーリングシェルターを開放する日時等の公表

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、「四日市市指定暑熱避難施設指定基準」の全てを満たすことができる施設とします。

【四日市市指定暑熱避難施設指定基準】

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 椅子などの適切な休息が取れる空間を確保できること。
- (3) 三重県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- (4) 指定暑熱避難施設の開放について、開放する日及び時間帯、受け入れ可能人数などを事前に公表できること。
- (5) 指定暑熱避難施設に指定された際、施設の出入り口などに指定施設であることを掲示できること。
- (6) 本市以外の者が管理者である場合、本市と指定暑熱避難施設に関する協定を締結することができること。

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報発表時とします。なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

- 5 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によって、四日市市環境政策課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 6 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。詳細は、「四日市市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定手続きの流れ」をご確認ください。
- (1) 四日市市環境政策課にて受理
 - (2) 応募内容の確認・審査
 - (3) 施設管理者と四日市市との間で協定を締結、クーリングシェルターとしての指定を決定
 - (4) 市が指定するクーリングシェルター一覧として、市ホームページ等で施設などの「名称」「所在地」「開放可能曜日・時間帯」「受け入れ可能見込人数」等を公表
 - (5) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。
- (1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークや啓発グッズ等の配布
 - (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
 - (3) 熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

(その他)

- 8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。

<クーリングシェルター指定の申込み・問合せ先>

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市 環境部 環境政策課

TEL : 059-354-8188

メール : kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp

<物資の配布に関する問合せ先>

四日市市 健康福祉部 健康づくり課

TEL : 059-354-8282

メール : kenkoudukuri@city.yokkaichi.mie.jp